

第一日

平成二十三年八月二十六日

開会 午前十時〇八分

○議長（野呂日出男君）

皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員数は、十三名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十三年第二回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五條の規定により会議録署名者は、

十番 佐々木 政 美 君

十一番 横 山 憲 一 君

十二番 横 山 哲 英 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

横山憲一 議会運営委員長。

[ 議会運営委員長 横山憲一君 登壇 ]

○議会運営委員長（横山憲一君）

皆さんおはようございます。

ただ今から、議会運営委員会で審議いたしました結果を報告申し上げます。

去る八月二十四日、午前十時から小会議室において、地方自治法第九條の二第四項第一号の所管事務調査をするため、議会運営委員会を開催し、平成二

十三年第二回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議をいたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配布しておりますとおりに、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・常任委員会報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会、以上のように、議会運営委員会で決定いたしましたことを報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおりに、会期は本日一日としお手元に配布してあります日程表のとおりにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物により、ご了承願います。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、常任委員会報告を行います。

奈良岡文英総務産業常任委員長から報告を願います。

奈良岡文英総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 奈良岡文英君 登壇]

○ 総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

（総務産業常任委員会報告 別紙のとおり）

○ 議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会報告が終わりました。

続いて、相馬勝治民生教育常任委員長から報告を願います。

相馬勝治民生教育常任委員長。

[民生教育常任委員長 相馬勝治君 登壇]

○ 民生教育常任委員長（相馬勝治君）

（民生教育常任委員会報告 別紙のとおり）

○ 議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会報告が終わりました。

以上で常任委員会報告を終わります。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第五、議案第四十三号から議案第四十六号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

小田桐智高町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

○ 町長（小田桐智高君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○ 議長（野呂日出男君）

日程第六、議案第四十三号 工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

十三番、浅利です。

工事請負契約の議案第四十三号についてであります。プールの新設工事でございます。基本的に議員が要求していたのは、分離分割発注して地元業者も指名に参入していただきたいということでございます。どうしてこんなに一ヶ月もかかっちゃったのかなというふうに思っているんですけども、このやり方を見ますと、グラウンドの方なんか見ますと、今までの業者に二社なら二社を足すというようなことをやってるわけですよ。これは、こちらのプールの方はですね、七社ですか。こういうふうになった原因というのはどこにあるんですか。工事として、建設としてはですね、プール建設工事としてはですねこちらの方が難易度が高いといえますか、そういう性格を持っているものでもあると思いますけれども、七社になった理由は何なんですか。どういう理由で七社にしたんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○ 町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

浅利議員が冒頭といえますか、ご質問の前半の方でおっしゃったように、これまでプール、外溝についての、藤小のですね、入札について地元業者も参加させてほしいという旨のですね、議論がずいぶんなされてまいりました。私としては、指名権者としては、責任ある立場で、学校に関しては、以来から、品

質第一ということのできるだけ技術力の高い業者さんをお願いしたいという意向で施工してまいりましたので、そのつもりでおりましたけれども、地元業者のそういう能力に同等のものを慎重に審査して、地元業者といわれる業者さんの中から、一あるいは二、結果的にはですね、審査を経ながら参加していただいたということでもあります。七という数字については特別こだわっていることではありませんけれども、藤崎町の指名審査規定に基づきまして五社以上で基本的には指名させていただいたということでございます。

以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

今の町長の答弁の中で、私が指名権者なんだというふうな言い方をしたんですけれど、町長が指名権者なんですか。指名審査会で決めてそれに基づいて、業務を執行するのが町長の役割なんじゃないですか。

○ 議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○ 町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

地方自治法の規則によりますと、指名するのは長にあるという、何条でしたか。地方自治法施行令第六十七条の十二第一項というところがありまして、やはり責任ある立場、長が最終的な指名を行うというふうなうたわれております。最近の議会で議論されておりましたり、質疑があつてするように、例えば指名審査会がその権利を有するというような、誤解や間違った解釈といたしますか、

を受けてるように思います。審査会では二重にチェックして厳正にその工事内容によって充分審査はしていただきます。あくまでも事務的な、それは何と申しますか、町長が最後に指名するうえでの審査、案作りというふうに施行令でうたわれております。これは、審査会というものは、財政課の中の事務として位置づけられておりました。これは、財政課だけで、あるいはまた原課だけで、指名選定を行うことに対して、さらにチェック、選定というものの厳正なそういう協議を経て、あくまでも案作りがあがってくるわけでありまして、最後に私が、それらを受けまして、長の責任において、地方自治法施行令第六十七条の十二第一項に基づいて責任を持って指名するというのが規則どおりの運営、あるいは事務事業というふうに思っております。

以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

そこに町長の、確かに地方自治法施行令第六十七条の十二では、指名の責任は町長というか、首長だというような書き方なんだろうと思いますがけれどもしかしそれをやることによる弊害も、法的にはそうなってるけれども条例も含めてですね、長がいわゆるお好みの業者を指名するようないかなる弊害をなくするためにも指名審査会というのを設けて、そしてそれなりに、藤崎の場合はほとんどあまり機能してないと思いますけれども、指名審査会に業者を選定すること、これを条例では町長が依頼してるんじゃないですか。そういう関係になるんじゃないですか。ですから私が言いたいのは、指名権者は、町長、私ですというふうに言い切るような、それは法的な、形式的な解釈であってですね、最終

的責任者はそうであろうとも、指名審査会の意向を尊重して最終的に決めるという解釈なんじゃないんですか。どうですか。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

要するに審査会の位置づけをどういうふうに解釈するか、それからどういうふうに公平公正な指名競争入札を実施するうえでですね、活用するかと、それを上手く運用するかというところの解釈にあると思います。町長が直接置いたといたしますか、財政の中に、さきほども言いましたように財政課、事務レベルだけで、これを指名・選定・決定ということは責任がありませんので、最終的には長の責任で指名されていくわけですけれども、その長が選定、決定するまでの、一連の作業の中で、やはり事務的に、充分その事業の能力に見合ったといえますか、藤崎町の選定基準あるいはまた規定に照らし合わせて、指名願いが出ている数十、ものによっては数百の業者の中から、その能力に見合った業者はどのような業者さんなのかというところを充分精査するのが主な役割だと、私は考えております。その中で、教育委員会、あるいはまた長の意向というものが、やはりどれだけ、その事業を完成させるにですね、どれだけの技術力を必要とするかというところは、また長の意向もあるはずですので、その事務レベルでの審査、一重、二重に審査されたものの中から、さらに私は、藤崎町の長の考え方は、物品にしても工事にしても品質第一、ということをやっているわけですので、いかに品質レベルを、精度をあげるかということをやっているわけですので、それ満たす業者をその一重、二重にチェックをかけてきて、公正

公平にチェックをかけてきて、中から長の意向に基づいてあるいはまた、責任に基づいて、地方自治法施行令第六十七条の十二第一項に基づいて指名をいたすという手順で実施しております。

以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。相馬勝治君。

○ 七番（相馬勝治君）

この件につきましては、四月八日等級審査会を開催して以来、今日まで至っているわけですが、この審査指名に関してちょっとお聞きします。今の入札の業者で行きますと、地元の業者も入ったと、入れてもらえたと。これに関しては私個人としては評価いたします。そしてまた他の六社に関しては前回の説明では特Aだと。特Aだからやらせたと。今回もまた全業者特Aということで、八月五日に審査会を開いているわけなんですけれども、その時点では全部特Aであったということで認識はいいんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○ 町長（小田桐智高君）

今、審査会に対してのご質問なのか、町に対する最終的な責任権者、責任者に対しての質疑なのか、それぞれ順を追って聞かれるとよろしいかと思いますが、まず指名審査会の中身については、これはどういう基準規則に基づいて、あるいはまた規定に基づいて、審査会が行われているかというそれぞれのルールといいますか、については公開、ご説明できますけれども、その中身についてや、個別の業者さんについて、指名された、あるいはまた指名されなかった、

というようなことは、ご質問にはお答えしかねるということで、その等級についても、審査内容については、個別な案件についてはお答えしかねると。これは私の、長としての考え方であります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

私の言ってるのはですね、前回にも言ったようにですね、特Aだはんで仕事さへだと、指名さ入れだと。そういう、前回はこの六社については説明を受けました。今回もこの六社については、八月五日時点で特Aなんですかっすの聞いているんですけども。審査会の会長、どうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利一君）

そのとおりだと思います。八月五日現在で県の特Aだと思います。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

平成二十三年度青森県建設業界の等級名簿を見ますと、一社、あえて名前は言いません。一社に関しては、この建築、プールは建築ですけども、特Aになってないんですよ。一社、何でこれ、町長も言いましたけれど、さまざまな分野で厳正なるチェック、審査、八月五日ということは、前回からの流れからいくと、三ヶ月も四ヶ月もたってるわけですよ。その間チェックは何もしてな

いと。こういうのってどうなんですか。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、特Aという言葉で、主に特Aから選んでいくわけですけれども、あるいはまた、特Aから選んだという答弁ですけれども特Aあるいはまた同等の技術力ということで解釈していかないと、今回の場合は、特に地元の業者さんを入れるためには、どういうふうにしたらいいのかということもあります。また、例えば事業の金額、これは分離することによってまた当初から定額になっているわけでありまして。私の解釈としてはそのへんは前回の審査で十分な審査を経た業者であれば、これは指名しても、私は施工の能力は充分あるという考え方から、特に前回特Aで選んだので、今回その間、特Aでなくなっただけにしろ、私は指名する立場では、充分能力があるものとの判断で指名をさせていただきました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

今、副町長から特Aですとはっきり言いましたよ。ただ、私が言いたいのは、一社ですのは、特Aでなくても、特Aに近いAだと、それだんであればいいんですけど、県でホームページでやってるのは、一社に関しては早い話、Bなんですよ。特Aの次がA、Aの次がB。そういう文書も入ってるんですよ。それで前回

でも同じ。みな特 A だとすけんども、建設土木一括してみれば、なんかこれちょっと、おがしんた感じもあるんです、はっきり言って。ただ私は地元業者、議員の皆さんも、んだんですけれども、地元業者も入札させてくれと。業者はある程度の実績もあるし、それなりにやるのかなと。それは土俵に上がってで、お互い切磋しながら設定金額を決めて、札入れるんですけれども、ただこの一社に関しては早い話、前から特 A だ、特 A だ、てすんだけど、現実問題を見れば、B であつたと。なんかこうちぐはぐな、あどづけてばおかしけんども、さまざまなかあれがあるんですけれども。これどうでしょう。審査会の方で、これ再度確認したというのは経緯があるんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○ 副町長（浅利一君）

担当課と財政課と、相談しながら指名審査会に資料あげてくるわけでありませんが、そのとき実績等踏まえたものをあげてきます。当初、前回の議会的时候には、特 A だというようなことで皆様方に申し上げたと思います。この間の審査会も、私も特 A だとそう思っておって審査したわけです。その後、去年から相馬議員が B になったと。そういったことでは、はっきりしたことは、私わかりませんでした。

○ 議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○ 七番（相馬勝治君）

へば、業者選定するに、いつやったんだけ、これ。財政課でも誰でもいいですけども。

○ 議長（野呂日出男君）

財政課長。

○ 財政課長（幸田信雄君）

指名審査会の会議内容については、第五条第四項においては、公表しないと。また第七条においても、指名業者の選択内容については、関係者以外にもらしてはならないと、こういう規定がありますので、この場で私のほうとしてはお答えできませんが、ただその指名審査会の中では、建設業者選定規定とかですね、施工能力審査規定、あるいは、指名停止処分を受けているか、受けていないかとか過去に不誠実な行為があったかどうか、その辺を考慮して、工事的にも、財務的にも優秀な業者を選んでいるということでもあります。

○ 議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○ 七番（相馬勝治君）

何ぼしゃべってもあなたたちは、あなたたちの言い分があるんですけども、とやかく言いません。ただ、私は、この業者選定もしかり、地元育成もしかり、ただあなた方とですね、今までこの審査会、何ヶ月という時間もどうやって今まで過ごしたのかわかりませんし、ただ今になって時間も時間ですし、とやかく言いませんけども、これから、どういう結果になるかはわかりませんが、もうちょっとした、みなさん仕事ですので、ちゃんとしたチェック、育成、さまざまな分野でですね、もっとこう緊密な連絡を取った方がいいと思いますけれど、これからどうでしょう。副町長。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○ 副町長（浅利 一 君）

充分気をつけながら審査したいと思います。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

今のとちょっと関連するんですけど、この入札参加業者ですね。プールの参加業者。これについては特Aの、県の評価基準やそれらに基づいて特Aの業者を選んだんだというふうにですね、副町長言ってるんですけども、それに現時点においても間違いなく自信を持ってそういうふうなことでいいんですよ。充分審査してると私は思えないんですけど。審査内容をいえないというような聞かれてるんですよ、これ。言えないとかそういうことじゃなくて。私は副町長に聞いているんですよ。答えられないということはないと思いますよ。

○ 議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○ 町長（小田桐智高君）

審査会の位置づけを我々が判断しているというか、我々が説明できる審査会の位置づけというのは、名称そのものがそこで選定され、指名決定されるような、印象を与えているようで、最近の数ヶ月の質疑を拝聴してますと、そういう一人歩きしてるような、私は感触を受けております。したがって指名された業者の責任がすべて副町長のところに集中してるような気がします。確かに指名審査会という名称で組織があるわけでありまして。専門的な所管の事業課の課長が主に構成員になっております。ここではやはり位置づけというのが、財政課、藤崎町の事務事業は、入札に関することは財政課で行っております。所管

であります。したがって財政課が入札の事務事業を執行しているわけでありま  
す。この財政課の中に指名審査会というものが組織されて、財政課の中の事務と  
してあるわけであります。その委員を束ねて代表しているのが、副町長という役  
職が役割を担っているわけであります。そこで、審査された内容というのは、  
あくまでも事務的な、これは決していい加減なという意味ではなくて、事務的  
な案作りあるいはまたチェック機能、公平公正あるいはまた、さきほどの繰り  
返しになりますけれども、数十、数百社の指名願が出されている。その業者群  
を厳正に審査する機関であるとは認識しております。財政もそういうふうにな  
して事務として置いているこの審査会であります。その審査会で、審査された  
その結果内容については、財政課長のところに報告としてあがってまいります。  
その報告の内容を、今度は財政課長から私のところに起案として、このようなら  
業者群が、能力のある業者群だというふうにあがってまいります。その中から  
私は規定に基づいて、五社以上、七でも八でも、時には十、十二と、あるいは  
また十五というようない、数にはその事業、事業で異なることはありますけれど  
も、最低限の五社以上という規定を満たしながら、原則です、原則。この次  
に出てくるのは、三社というのがあります。ものによってはその例外もあるは  
ずです。そういう基本的な規定の五社以上というものに基づいて、長が責任を  
持って、さきほど言ったような施行令に基づいて、指名すると。これが、指名  
競争入札のデメリット、メリット。弊害、あるいはメリットもあると思うんで  
すけれども、それらが藤崎町の業者選定の一連の流れ、手順で、法律・ルール  
に基づいた流れでやっております。これにはいろいろ弊害があると思いたすの  
で、このあと総務常任委員会への報告にもあるように、入札制度のあり方、それ  
らについては、全国どこでもやっている議論でありますので、皆さんがもたれて

いる弊害とか、そういう問題点がこの指名競争入札にあるというふうにお感じになっているから、今後の課題として藤崎町も大いに協議議論していかれることになると私はそう理解しております。現行の規則やルールに基づけば、今我々が行っているような形で、私はベストだというふうに思っておりますけれども、そういうルールの環境の中で行っているということでもありますので、「簡潔に、簡潔に」と呼ぶものあり）よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

簡潔にお願いいたします、答弁は。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決いたします。

議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので本案は、起立によって採決いたします。

議案第四十三号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立 起立四名、不起立八名）

起立少数であります。よって、議案第四十三号は否決されました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第七、議案第四十四号 工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。

議案第四十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議がありますので本案は、起立によって採決いたします。

議案第四十四号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立 起立四名、不起立八名）

起立少数であります。よって、議案第四十四号は否決されました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第八、議案第四十五号 財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。

相馬勝治君。

○ 七番（相馬勝治君）

この議案第四十五号の議案ですけれども、金額の方は出てるんですけれども、仕様書とかそういうのがぜんぜん無いんですけれども、これはどういうわけでしょう。

○議長（野呂日出男君）

答弁は誰がするんですか。

○七番（相馬勝治君）

財政課長にお願いします。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

昨日の会派説明会の中には、学務課長の方から、詳細に説明があったわけですが、今、学務課長がお答えした原稿を持ってませんので、学務課長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

説明会云々よりもですね、承認を得ないと駄目なんですよ。仕様書も何もねんで、ただじえんこだけやって、承認してけるじゃって。十万、二十万のお金でないんですよ。一千五百万ですよ。（「仕様書だけ財政課でねな」と呼ぶものあり）仕様書もなも、ではねんで、金額だけで承認してけるじゃって。どういう意味ですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○ 財 政 課 長（幸 田 信 雄 君）

それでは、手元にありますので、これをコピーしたものを配布したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○ 議 長（野 呂 日 出 男 君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午 前 十 時 五 十 六 分

---

再 開 午 前 十 一 時 五 分

○ 議 長（野 呂 日 出 男 君）

休憩を取り消し、会議を続けます。

○ 議 長（野 呂 日 出 男 君）

相馬勝治君。

○ 七 番（相 馬 勝 治 君）

まずもって町長のご判断、有難うございます。

この件に関してはですね、やっぱりある程度の仕様書がないと、我々も、私にとっては、どういう子どもたちが乗る車なのか、何人乗りなのか、やっぱりそういうのを吟味したいところがありますので、今後こういう問題に関してはなるべく努力をしてもらって、仕様書を出してもらいたいと思っております。

以上です。

○ 議 長（野 呂 日 出 男 君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○ 十 三 番（浅 利 直 志 君）

スクールバスですので、どこでもかしこでも、製造してるということではないんですけれども、一社、三菱ふそうさんは辞退しておりますね。三社のうち二社で競争をしたということなんですけれども。一社辞退した理由というのはどこにあるんですか。聞いているものなんですか。聞いたんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

財政課長。

○ 財政課長（幸田信雄君）

辞退届が出されておりました、その辞退理由の中には、該当車両の取扱いをしていないということで、辞退届が提出されておりました。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。

議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第九、議案第四十六号、平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題とします。本案に対しては、横山哲英君外八名から、お手元にお配りしたとおり、修正の動議が提出されております。本修正案は地方自治法第百十五条の二の規定により、議員定数の十二分の一以上の賛成者があり成立しております。よって原案とあわせて議題といたします。

修正動議提出者の説明を求めます。

横山哲英君。

横山君、登壇でお願いします。

[十二番 横山哲英君 登壇]

○ 十二番（横山哲英君）

修正案の提案理由を申し上げます。

常盤小学校整備の件については、七月十五日開会の第一回臨時会において否決された予算案であります。私をはじめ反対した同僚議員の要望は、事前説明もあまり無く突発的な提案であることや、基本設計と実施設計を分割発注すべきであり、諸々の理由から否決したわけではあります。また町当局、教育委員会、否決されてからも議会と協議することも無く、我々議員が指摘してから全員協議会を開催し改築事業を説明するなど、行政運営、手法に問題があります。さきほどの民教常任委員会報告のとおり、設計業務については、基本設計を本年度中にしっかり詰め、実施設計については来年度以降に予算措置すべきだと思っております。

以上のことから、この補正についての修正案を提出した次第であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

まず、原案に対する歳入歳出全般について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

次に修正案に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。

原案、議案第四十六号及びこれに対する修正案に対して一括して討論を行います。

まず原案、議案第四十六号に賛成の発言を許します。

藤林君。

○ 五番（藤林公正君）

今、反対討論者の意見も聞きましたけれども、否決は否決で、ずっと流れてきましたので、たぶん教育委員会、町当局でも、それなりに各位のご意見に沿うようにだいぶ努力しているのは、私わかります。修正動議の関係は、実施計画の方の六千いくらかの金額だと思えますけれども、基本計画あるいは実施計画、これからまた要望あれば当然町側も、教育委員会の方も説明、皆さんにご理解いただくためのことは、やぶさかではないと思えますので、そのへんも充分処置いただきまして、実施計画、基本計画、別々に入札行う予定だと思いま

すので、とりあえずはことをスムーズに運ぶためにもこの予算は、何も変なことではありませんし、これからまた改めて、皆様のご理解を得ようとしても、同じような、金額的には変わらないと思いますので、なんら今一緒に実施しても皆さんが困ることもないと思いますので、私はこのとおりに進めてもらいたいと思います。

賛成します。

○ 議長（野呂日出男君）

次に原案、議案第四十六号及び修正案に反対の発言を許します。

○ 議長（野呂日出男君）

発言なし。

次に原案、議案第四十六号の修正案に賛成の発言を求めます。

平田博幸君。

○ 八番（平田博幸君）

ただいま登壇して修正案を横山哲英議員よりありましたけれども、私はそもそも学校を建てる、あるいはグラウンド整備をする、プール整備をする。全ての町民の要望であるし、議員もまったくそれには同じ考えだと思います。しかしながら四年計画であった藤崎小学校の改築整備も三月の定例会までは、グラウンドおよび外溝工事そしてプール工事、教育委員会学務課のところでは二分割でずっと進んできたものが、予算書にはそうあったものが、五月の下旬の入札では一括発注で地元が締め出された。そういう経緯もございまして。よって立派な常盤小学校を作るためには、基本設計をぎっしり各方面からの意見を聞いて、実施することがベターだと、そう思っておりますので、横山議員の修正案に賛成するものであります。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより原案、議案第四十六号及び修正案の採決に入ります。まず横山哲英君外八名から提出された修正案について起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立 起立九名、不起立三名）

起立多数であります。

よって、横山哲英君外八名から提出された修正案は可決されました。

次にただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立 起立全員）

起立多数であります。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

○ 議長（野呂日出男君）

小野稔君。

○ 四番（小野稔君）

四番、小野稔、私より藤崎町長小田桐智高君の不信任決議案を提出します。

○ 議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午 前 十 一 時 十 六 分

---

再 開 午 前 十 一 時 三 十 三 分

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

休 憩 を 取 り 消 し 、 会 議 を 再 開 い た し ま す 。

休 憩 前 に 四 番 、 小 野 稔 君 外 八 人 か ら 藤 崎 町 長 小 田 桐 智 高 君 の 不 信 任 決 議 案 が 提 出 さ れ ま し た 。 所 定 の 賛 同 者 が あ り ま す の で 、 本 決 議 案 は 成 立 い た し ま し た 。

本 決 議 案 を 日 程 に 追 加 し 、 追 加 日 程 第 一 と し て 、 直 ち に 議 題 と す る こ と に つ い て 採 決 い た し ま す 。 （ 「 議 長 」 と 呼 ぶ も の あ り ） な お こ の 採 決 は 起 立 に よ っ て 行 い ま す 。

本 決 議 案 を 日 程 に 追 加 し 、 追 加 日 程 第 一 と し 直 ち に 議 題 と す る こ と に 賛 成 の 方 は 起 立 を 願 い ま す 。

（ 賛 成 者 起 立 起 立 九 名 、 不 起 立 三 名 ）

賛 成 多 数 で す 。

よ っ て 、 藤 崎 町 長 小 田 桐 智 高 君 の 不 信 任 決 議 案 を 日 程 に 追 加 し 、 追 加 日 程 第 一 と し 、 直 ち に 議 題 と す る こ と は 可 決 さ れ ま し た 。

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

追 加 日 程 第 一 、 藤 崎 町 長 小 田 桐 智 高 君 の 不 信 任 決 議 案 を 議 題 と い た し ま す 。 提 出 者 の 説 明 を 求 め ま す 。

四 番 、 小 野 稔 君 。 （ 「 議 長 、 そ の 前 に 」 、 「 そ の 前 で ね ば ま ね ん だ 、 議 長 」 と 呼 ぶ も の あ り ）

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

皆 さ ん い い で す か 。

藤林議員。

○ 五番（藤林公正君）

この書類もらいました。二ページ目の、八月二十六日、藤崎町議会って、何ですか、これ。全部が、さも賛成してるような。一同、賛成者一同でいいんじゃないんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

休憩いたします。事務局より説明いたさせます。

休 憩 午 前 十 一 時 三 十 六 分

— — — — —  
再 開 午 前 十 一 時 三 十 七 分

○ 議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

追加日程第一、藤崎町長小田桐智高君の不信任決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

四 番 小 野 稔 君。

[ 四 番 小 野 稔 君 登 壇 ]

○ 四番（小野稔君）

四番、小野稔、私とそれから賛同者八人をもって、今回藤崎町長小田桐智高君の不信任決議案を出させていただきました。その理由を述べさせていただきます。

現藤崎町長は、町公共事業の指名業者選定に介入するとともに、公用車購入においても町政の私物化が見られる。今後公平・公正な公共事業の執行を現町長に委ねることができない。藤崎小学校のグラウンドとプールの請負契約は議

会の多数の意向に耳を傾けず、独断的に再提案で二度も町議会で否決され、町政を混乱させた現町長及び副町長の責任は重大である。また「藤崎東部地区開発構想」にこだわり議会との亀裂を深めたばかりではなく、常盤小学校の建設を遅らせることとなった。よって現藤崎町長を町政代表者として信頼・信用できないので信任できない。

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これから本決議案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

町長不信任の議決について地方自治法第一百七十八条の規定によって議員数の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の同意を必要とします。

○議長（野呂日出男君）

出席議員数は十三名であります。議員数の三分の二以上です。

またその四分の三は、十人です。

よって、本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 起立十名、不起立三名)

賛成四分の三以上に達しました。

よって、藤崎町長小田桐智高君不信任の本決議案は可決されました。

○議長(野呂日出男君)

以上をもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

閉会 午前十一時四十一分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 佐々木 政 美

署名議員 横 山 憲 一

署名議員 横 山 哲 英